慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	日支銀行法案概評
Sub Title	
Author	三宅, 嘉十郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.3 (1916. 3) ,p.371(99)- 385(113)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160301-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一、發電場、一、變壓場
○總務部
一、庶務課、（附屬倶樂部及相談部）
一、會計課
一、用度課
一、倉庫課、（附屬小出し場）
一、調査課
一、統計課

註して謂ふ各方面の工業家は各一方に偏し直接に自己の利益を齎らさゞるものは措て顧みざるが故に此等の智識を綜合し研究に資するは重要事に屬す、惟ふに各方面の學者研究者と連絡を取り特に工業の實際家と意見の交換を爲すことは、各方面の研究を促し之れを進むるに最も有利なる方法なり、庶務課に附屬せしめたる倶樂部及相談部は即ち之れが手段たるなり。

要するに我國は漫に驕るべからず誇るべからず怠るべからず、内は武力財力を充實するに就きての有ゆる方法を攻究詮講し、外は國威を維持し國權を伸張することに努力すべし。我國の態度次第にて國利民福は招來せらるゝなり。已に業に論述したるが如く英獨佛露の產業發展上の阻碍即ち物質的影響は、平和克復後と雖も其戰前の狀態に復するまでには相當の年月の經過を要す。故に今に於て我官民相倶に精勵し學術の進歩を計り、人類需要の缺乏を補充する程の一大覺悟を以て、從來歐洲諸國の供給したりし市場に向て我物貨を盛んに供給し、茲に動搖せざる堅固の販路を設定することに努力し奮躍して時勢の必要に應ずれば、國力は次第に伸び國威は次第に振ふべきも、若し世界の機運が我れを利益しつゝあるを悟らず、自ら驕り自ら怠りて此千載一遇の最好機會を捉へ得ずんば、我は終に落伍の國民となるべし。好機一たび逸すれば復容易に到來せざるなり、我官民共に倶に率先して此絶大機會を捉へ以て國運の興隆を必期すべきなり。（三九）

日支銀行法案概評

三宅嘉十郎

一　緒言

國際貿易の消長が國際金融業の盛衰と相關すること大なるは言を俟たざる所にして、殊に文化の低度に在る地方を開發して、新に市場を開かんとするが如き場合に於ては一層海外銀行（註）の活動に負ふ所大なるものあり。歐洲列强が極東支那市場に眷戀するや、齊しく各自其海外金融機關に依て其金融的勢力を利用し、平和の間に各種の利權獲得に努むる所あり、殊に日清戰爭後其勢を逞しくせしは吾人の常に憂慮の眼を以て目擊せし所、對支金融機關設立の事は疾くより我國人の間に唱道せられつゝありし所にして、日露戰爭後日清銀行設立の議ありしも當時日支の經濟連絡事情尙ほ未だ今日の如く密ならざるものあり、對支那の金融事務は横濱正金銀行及び日本興業銀行に於て之を分掌することゝし、何等特別機關を設立するに至らざりき然るに彼我の經濟關係は其後益々密を加へ、且我對支工業政策の漸く日支合辦に向はんとするに及び、日支金融機關設立の必要再び世の注意を引くに至れり。昨年五月日支新條約の締結を見、我の支那に對するの地位は更に一層の强固を加へ、其獲得したる各種の利權を確保するには、相當の經濟的施設の之に伴はざるべからざるの感ある折柄、内地の金融緩漫は三度對支金融機關設立論を喚起するに至りしなり。茲に於てか政府も去る一月三十一日、日支銀行法案並に滿洲銀行法案を議會に提出したり。本稿に於て論評せんと欲するは前者即ち日支銀行法案にして、滿洲銀行法案には論及せず。蓋し滿洲は我殖民地とも謂ふべく從つて此處に設立せらる

べき滿洲銀行と、日支銀行とは其職務に於ても更に又性質に於ても相異ならざるを得ざればなり。

今政府の議會に提出したる法案に依つて日支銀行の概要を窺ふに左の如し。

一、資本金は二千萬圓とし之を二十萬株に分ち、一株の金額を百圓とす。且資本金の本位は金建なることは勿論なり。株式は日本人及び支那人に限りて所有することを得ること。

二、役員は總裁一人、副總裁二人、理事及監査役各三人以上とし、內副總裁一人、理事及監査役の中三分の一以內は支那人たることを得ること。

三、營業の範圍は公債、社債及株式の應募、引受又は買入等の證券業務、不動產抵當貸付、信託業務並に預金、證券の割引、代金取立、爲替業務其他、他銀行の業務代理等にして、債券は拂込資本金の十倍を限り諸貸付金及有價證券の現在高の範圍內に於て發行することを得ること、但し銀行券は發行せず。

四、銀行の基礎を鞏固にする爲め缺損補塡準備金として純益金の百分ノ八以上、配當平均準備金として同百分ノ二以上、更に金銀比價の變動に備ふる爲め同百分ノ五以上を毎營業年度積立つること。

五、政府は株主に配當しべ得き利益金額が、拂込資本金に對し年百分ノ六の割合に達せざる時は、開業初期の末日より十年を限り之に達する丈の金額を補給すること。

（註）本論に謂ふ所の海外銀行とは獨逸の Uberseischebank の意にして、海外即ち外國又は殖民地に於て活動する一切の銀行を總稱するものなり。されば玆に謂ふ海外銀行は最も廣義のものにして、主として殖民地の開發に當れる從來普通の殖民銀行は固より、單に爲替業務を主とする英國の所謂海外銀行（Foreign bank）をも包含す。

二　日支銀行の業務

日支銀行法案第十二條に依れば其規定する銀行の業務は

一、確實なる擔保ある貸付
二、公債、社債及株式の募集、引受又は買入
三、信託の業務
四、諸預り金及保護預り
五、證券の割引及代金取立
六、爲替及荷爲替
七、地金銀の賣買及貨幣の交換
八、他銀行の業務代理

等にして不動產銀行、證券銀行及び普通銀行の業務一切を網羅せるを見る。元來海外銀行特に投資銀行及び殖民銀行等に在りては、其營業地の經濟發達の程度低き爲め、其業務は勢ひ多岐に亘らざるを得ざれば其營業の範圍は成るべく廣汎なるを要す。之を東洋に在る他の海外銀行に就て觀るも、露亞銀行の如きは銀行業務以外ノ商品の賣買、運送業、倉庫業、保險業及び鐵道又は電信線の敷設に至る迄有らゆる業務を營むを得ることゝなり居れり。先頃紐育のナショナル・シチー銀行に買收されたるインターナショナル銀行も、露亞銀行と同樣一般銀行業の外更に商業、工業、仲立業、鑛山業、海陸運送業及び建築土木工事の請負等に及び頗る廣汎のものたり。然し乍ら各其目的に依つて其主たる業務も自ら定まらざるべからず。日支銀行の具體的目的は各種の借款に應じ、以て日支經濟關係の密接を增進するに在れば、其主力を傾けて盡すべき業務は固より前記八種の中第二の公債、社債及株式の引受、應募又は買入即ち所謂證券銀行の業務に在るや疑ふべからず。

抑、支那が內に豐富なる利源を藏して、今日に至る迄開發せられざるもの多き、固より支那內治の整はず國民財產權の保護せられざるに依ること大なりと雖も、又一には資金に乏しく且

金融機關の缺如、更に明敏にして果斷なる起業家のなきに職由するは言を俟たざる所なり。されば日支銀行は公債地方債の引受應募又は鐵道借款に應ずるに其主力を注ぐべきは勿論なるも之れと同時に起業金融にも意を用ゐ會社の設立に携はりて、彼地企業界に我金融的勢力を扶植すること亦最も重要の事たるを失はず。我資本を彼地に放下し、我起業家を彼地に招致し、我工業を彼地に移すの是非に就ては、從來對支工業政策と關聯して論ぜられたる所にして、今一概に論斷すること能はざるも兎に角漸く勃興の機運に在る支那工業の發達を助成して、之と金融的關係を結び置くことは支那市場に於ける列國の商戰に於て將來有利の地歩を占むるに最も肝要の事なり、世或は日支銀行を以て主として公債、地方債の應募引受を營み以て支那政府の財政に近接し、本國政府の政策に參與せし獨亞銀行の例に倣はんことを以て其第一の目的となすが如しと雖も、事業設立參加業務も亦決して觀過すべからざるなり。且支那は金融機關不備にして、從つて資金の缺乏常なれば日支銀行は單に事業資金の供給のみを以て甘んぜず、此等各種の支那金融機關に對して營業資本を給し、以て親銀行たるの地位に立つの覺悟なかるべからず。

日支銀行法案に規定せる其他の業務即ち擔保貸付及び普通銀行業務に至りては、固より從たる業務にして此等に就ては餘り多くを望まず。殊に不動産抵當貸付の如きは未だ財産權の確立せざる支那に於ては甚だ困難とする所なるべく二月九日の上海來電に依れば日支銀行は不動産抵當貸付をなすべしとて大に之が設立を歡迎せりと報せるも、日支銀行は當分不動産に放資するは困難なるべく、縱令之をなすも極め小範圍に限らるゝに至るは已むを得ざるなり。序を以て、一言せんに滿洲は一は我勢力範圍なると且は農業國なるとの爲め、此處に設立せらるべき滿洲銀行は勢ひ其主力を不動産貸付に注ぐに至らざるを得ざるべし。されば日支銀行及び滿洲銀行の性質は自ら明かにして、其主たる業務に依て區別すれば前者は證券銀行（我國にては動産銀行と稱すに）屬し、後者は不動産銀行に屬すべし。且滿洲銀行は滿洲自體の開發を主とする殖民銀行たるべきものなるも、日支銀行に至りては然らず、其業務更に廣汎なると共に其目的も亦大なるべく、前者とは全く相異なる性質のものならざるべからず。或は言ふ日支銀行を以て滿洲銀行の業務を兼ねしむべしと。然れども其業務の性質に於て相異なり其目的亦一ならざれば、各別個の機關を設立し其主たる業務に全力を注がしむる最も適當の事ならん。

日支銀行の業務に就ては望むべき事尙ほ多々あり。就中支那貨幣制度改革の如きは其最も重要事たらん。然し乍ら支那の幣制改革は既に十數年來の懸案にして、歐洲列國も既に之を支那政府に向つて要望せしこと幾回なるを知らざれども、其今日に至る迄未だ其端緒をも著けざるに觀れば實に至難の事業たるは明かなる事にして、日支銀行と雖も亦容易に斷行する能はず、其支那官民の間に信用を博するを見て漸を逐うて此に進まんことを希望せざるを得ず。

三　組織

昨年日支金融機關設立論の唱道されし當時に於ては、日支銀行の組織は資本金を五千萬圓とし、其株式の三分の一以上は政府の所有とし恰も南滿鐵道會社の如く半官半民のものたらしめ且設立後十年間は政府に對する利益配當金を以て他の一般株主への配當保證に充て、更に剩餘ある時は之を積立金中に繰入れ、次て銀行の基礎を鞏固にせんとするに在りしが如し。然るに今回の法案に依れば政府は日支銀行に對し勸業銀行、興業銀行と同樣利子補給制を採り、設立

後十年間を限り株主に對し六分の配當保證をなしたり。

元來海外銀行は其殖民銀行たると將た爲替銀行たるとを問はず、一般に國家的使命を帶びて其行動概ね本國政府の政策と相呼應するは常に見る所にして、之を以て單に普通一般の營利會社と看做すべからざるものあり。蓋し海外銀行の活動如何は、其國外國貿易の消長と關係すること大なるものあり、從つて各國共に何れも海外銀行政策に就ては恰も、國內の中央銀行に對するが如く常に劃策經營を怠らざる所以なり。殊に列國の角逐場裡たる東洋に於て一層著しく茲に活動せる數多の海外銀行は多くは半私半公にして銀行券、債券發行の特權を有し、且政府は其經營當局者に對して勳位を贈る等の事あるは敢て珍らしとせざるなり。されば今我國日支銀行を以て少くも、其對支政策に策應せしめんとするに於て、之に相當の補助を與へ、且營業上の特權を附與する固より必要の事たるは言を俟たず。而して南滿鐵道會社の如く政府が株式を所有する半官半民の組織と、又勸業銀行、興業銀行の如く利子補給制に依ると何れを適當とすべきやは、容易に決し難き問題なるも今日の如く民間に資金充溢し放資の途無きに苦しめるの狀にありて、株金の募集に就て敢て憂ふる所なきに於ては寧ろ後者を選びて單に保證を與ふるのみにて足らん。

次は日支合辦の事なるが日支兩國の經濟的提契の必要なるは既に一般の認むる所にして、合辦の是非に就ては最早議論の餘地なきも、唯合辦に依る經營の方法適當にして所期の效果を擧ぐるに至らんことを期せざるべからず。蓋し國語、民俗、習慣等を異にせる二國人が共同して一事業の經營に當るは最も至難の事に屬すればなり。法案には單に日支銀行の株式は日本人及支那人に限りて所有するを得とありて支那人株主の割合を示さずと雖も役員支那人たることを得る者の數が、三分の一以內と定められある以上、株主の割合も亦三分の一以內たらしめんとの意なることは之を察するに難からず。然れども支那目下の狀態にては、支那側株主は極めて少數なるべく資本金は其殆んど全部を內地に於て調達せざるべからざらん。

四　資本金の本位

主として外國に於て營業する海外銀行が、其資本金を如何なる本位に依つて形成すべきやは從來英獨等の金貨本位國が銀貨本位國に海外銀行を設立せんとする際に逢着したる問題にして固より絕對的に之が是非を論斷する能はず。若し單に金銀比價の變動より生ずる危險を防止するを主眼とするに於ては、金本位即ち本國の本位貨幣を計算の基礎とするを便利とすべきは勿論なるも、一方外國に存在して主として、其地の住民を得意とし其地の通貨を以て常に取引をなす場合、銀行經營上其地の本位貨を以て計算の基礎とするは最も便利とすべく、且銀行に取りても利益とする所なることを考慮せざるべからず。元來此問題は海外銀行が貨幣相場の變動主として金銀比價の變動より蒙る損害を如何にして輕減すべきやの問題と關聯して起りたるものにして、獨逸に於ても種々の議論起り之が爲め東洋に設立せらるべき海外銀行が二回迄も頓挫を來したる程なりき。思ふに此問題は種々の方面より各個の場合に就て、其利害を研究すべきものにして、其設立せらるべき銀行の性質に依り又其株主の關係に依つて其觀點を異にせざるべからずして、一概に爲替相場の變動を避くるのみを以て主眼ともすべからざるが如し。今之を日支銀行に就て觀るに、其主たる業務は前にも云へる如く證券業務にして、支那の富源を啓發し兼て我貿易を促進し、且將來は不動產抵當貸付をもなさんとするに在りて、從つて其營

業の區域は殆んど支那に限らるゝの狀態に在れば、其爲替相場の變動を顧慮するの度は、爲替業務を主とする海外銀行に比すれば極めて小なりと謂ふべく、寧ろ其主たる營業地の通貨に從つて取引上に於ける便宜を圖るを以て、日支銀行經營上利益とすべく、殊に國家的目的を遂行する上に於て更に然るを感せずんばあらず。之を獨逸の海外銀行に就て觀るに、證券業務を主とする獨亞銀行は上海兩即ち銀を以て資本を形成せるに、獨逸ユーバーゼーイッシェ銀行、獨逸伯剌西爾銀行及獨逸智利銀行等は本國の馬克を以て株式を發行せり。英國の香港上海銀行に至りては其主たる業務は固より爲替の賣買に在りて、本來金建とすべきを、其本店を香港に置き且中南支那を以て其主要營業地としたるの關係より、銀本位を以て資本計算の基礎となしたる爲め、對金貨國爲替の賣買に從事する同行に取りては非常の打擊たるを免れざりき。之が爲め同行は開業以來金銀二種の積立金をなし、以て爲替相場の變動に備へたりしは、後に述ぶる所の如し。

次に資本金算定の基礎を定むるに就き注意すべき他の一は、株主に對する配當金計算に關する問題なり。獨亞銀行にしても香港上海銀行にしても、株金は銀本位に依りたるも株主の關係上配當は總べて金貨にて支拂はざるべからざるが、其金貨換算率を株金拂込當時の爲替相場に依ると、配當金支拂時に於ける相場に依るとに從つて非常の相違を生ずることゝなる。殊に其設立が銀價の暴落せし一八七〇年以前なる香港上海銀行に於て然るを見る。香港上海銀行の設立は一八六六年にして、當時の爲替相場一香港弗四志六片と、今日の相場二志とを比較する時は實に其暴落五割以上に達せり。故に若し今日の爲替相場に依る時は、銀國に在る株主の受取るべき配當は、金貨換算常に半額にも達せざることゝなる。斯くの如き次第なれば株主への配當金を支拂時に於ける爲替相場に依つて、換算しつゝありし香港上海銀行に在りては、一八七〇年後に於ける銀價の暴落は著しく株主の實所得を減ずるの結果となりしかば、遂に一八七六年以後配當金は金建となすことゝし、其換算率は株金拂込當時に於ける爲替相場に依ることゝしたり。又同じく銀本位を採れる獨亞銀行に於ては、利益金配當の換算率は監査役隨時之を定むべき事を定款に規定し實際に於て株金拂込當時の爲替相場を標準として其換算率を決定するが如し。

右の如く香港上海銀行、獨亞銀行共に銀を以て資本金を形成すと雖も、其株主に對する利益配當に就ては兩銀行とも株金拂込當時の爲替相場を以て金貨換算率となせば、其資本金の稱呼は銀なるも實質に於て金資本たると異ならざるなり。日支銀行が其本店を上海に置きたる關係と、且は其業務の性質上株金は當然其地方的通貨に依るべきを普通とし、又銀行經營上利益とするに、否らずして之を本國の通貨即ち金を以て資本を形成したる所以のもの、蓋し株主の利益を最も重要視したるに因るなるべし。若し日支銀行の資本金を銀建とせんか、銀價の下落は金貨國たる我國の株主の實收入を減少するを免れずして、かくては金銀比價の變動に對する危險は全く株主の負ふ所となるも、政府の提案の如く金建なる時は、株主は金銀比價の變動より離れて常に一定の配當金を得べき事となりて、爲替相場變動の危險は株主より銀行に移るに至るなり。蓋し今日の如く株式が投資の一形態と轉化したる時代に於ては、其株式を保證し之を安全の地位に置くは、株式會社經營上又決して看過すべからざるは言を俟たざる所、殊に日支銀行の如く外國に設立せられ、且一部の株金を外國に求めんとする場合に於ては更に一層其必

要を感ず。余は日支銀行が金銀何れを採るを是なりとするかに就ては今日之を斷ずるを避べしと雖も、法案の意若し單に株主を保護し株式相場の動搖を防がんとするに止まるとすれば、寧ろ其營業の範圍並に性質に鑑み本店所在地の通貨即ち銀建となすを勝れりとせざるか。而かも香港上海銀行及び獨亞銀行の場合の如く、配當金の換算率を株金拂込當時の爲替相場と同一ならしめば、名は銀建にして株主に對する關係に於ては事實上金建たると同一の結果を得べし。況んや日支銀行は日支合辦組織とし、支那人株主を誘致せざるべからざるに於てをや。

五、營業資金

海外銀行は前言せる如く其業務の多岐に亘る丈け資金も從つて潤澤なるを要す。而して銀行の營業資金を成すものは、一は銀行固有の資本金にして他は預金、債券、銀行券等なり。元來預金銀行に在りては、主として公衆より預金を收受し之を以て其營業資金に充つるを常とすれば、其固有の資本金は左迄大なるを要せず、唯一般公衆の信用を維持して預金を吸收するに足れば十分なるも、反之、不動産銀行又は證券銀行に至りては稍〻之と趣を異にし、其營業資金の大部分を公衆の預金に仰ぐこと能はざるは勿論なり。固より他の方法に於て營業資金を得るの途なきにあらずと雖も、其固有資本も概ね大なるを普通とす。獨逸の信用銀行が一方に預金を收受し乍ら、尙ほ常に其固有資本を大にするは之が爲なり。

されば日支銀行の如く其主たる業務が證券の引受、應募にありて放資を目的とするものにして、其營業資金を預金に依賴すること能はざるは勿論なれば、從つて相當の資本金を自ら抱擁せざるべからず。且他國に於て活動せんとするには、其資金は十分彼等他國人の信用を繫ぐに足るの額たるを要す。殊に東洋には幾多の外國銀行もあれば此等諸銀行の資本金をも考慮せざるべからず。法案に依れば日支銀行の資本金は二千萬圓にして、四分ノ一の拂込をなすとして五百萬圓を得。始め日支銀行の計畫あるや、道途傳へて其資本金は五千萬圓なるを言へり。先日來議會に於ても亦五千萬圓說を主張する者あるを聞く。今二千萬圓と五千萬圓何れを適當とすべきや。此が是非を決定すること困難なるも固より資本は其業務の實情と相伴ふことを必要とすべく、徒らに大資本を擁して其活動の之に副はざるは銀行の最も憂痛とする所なり。滿洲銀行を日支銀行に合して、實に二千萬圓を增額し五千萬圓となすべしとの說亦一理なきにあらざるも、今日創立の場合或は二千萬圓位を以て適度とせんか。

次に固有の資本金以外の營業資金としては先づ第一に債券の發行を擧げざるべからず。前にも言へる如く證券銀行又は特に不動産銀行に在りては、預金を以て其營業資金の大部を得る能はず。從て其固有資本金額も預金銀行に比して大なるを普通とするも困難なり。縱令幾分の短期預金は之あるも、其業務の性質上之を流用する能はず、勢ひ他の方法を以て其營業資金を求めざるべからざるに至るは當然なり。故に此種の銀行は何れも債券を發行して資金を得るを常とす。獨逸の土地抵當銀行の如き其債券發行高合計百餘億馬克に達すと云ふ。我國に於ても勸業銀行興業銀行、農工銀行等皆債券を發行し、今日にては其發行高全部にて三億六千餘萬圓に達せり。法案に依れば日支銀行は其拂込資本金の十倍を限り、其所有有價證券及び諸貸付高の現在額の範圍內に於て債券を發行することを得、且支那に於て發行する場合は割增金附となすを得。法案が債券發行の極度額を拂込資本金の十倍としたるは勸業、興業と其範圍を同じくしたるも

のにして、恐らく別に何等考慮を費したるものにあらざるべし。今勸業、興業等の債券發行の狀態を觀るに、昨年六月末現在にて前者は二億八百萬圓なるも、後者は六千二百餘萬圓にして未だ極度額の半にも及ばず。獨逸の土地抵當銀行は債券發行の極度額を十五倍とせるも、日支銀行としては其性質寧ろ證券銀行にして興業銀行と類を同じくし、且借替時に於ける制限額外の發行を認められ、又他方受託銀行として擔保附社債を發行することも得れば、債券發行の極度額は先づ十倍にて可ならんか。

第二は銀行券の發行なり。銀行券の發行は何れの海外銀行にも之を見る所なるが、元來此等の銀行券は强制通用力を有する中央銀行の兌換券とは異なり、眞に一覽拂の手形たるに止まり其目的も單に之が發行に依つて銀行資金を得んとするに在るは論を俟たず。然れども海外銀行の發行する銀行券は前言せる如く眞の一覽手形なれば、之が發行には相當の支拂準備を必要とすべく、銀行券發行に依る資金の供給は、恰も預金銀行が預金に依つて其營業資金を得ると同樣の結果となり、銀行券發行高の增加は恰も短期預金の增加せるが如く、常に其支拂準備に顧慮せざるべかざること、今日の預金銀行に於けるが如くなり。斯くては證券業務に又不動產貸付の方面に活動せざるべからざる、多くの海外銀行の行動を弛緩ならしむるの嫌なしと謂ふべからず。這は佛國の印度支那銀行が從來嘗めたる苦き經驗にして、同國にては一時同行の發行權を廢止せんとせし程なりき。右の如き次第なりしかば海外銀行の、銀行券發行は其營業資金供給の方法としては大なる效果なかりしものゝ如く、東洋に在る海外銀行中にても銀行券の發行は香港上海銀行の二千四百萬圓と、印度支那銀行の二千九百萬圓とを除けば他は何れも微々たるものなり。今一昨年末現在に依つて其流通高を擧げんか左の如き數字を示せり。

銀行名	資本金	銀行券流通高
香港上海銀行	一五、〇〇〇、〇〇〇香港弗	二七、二四〇、〇〇〇弗（二四、五〇〇、〇〇〇圓）
印度支那銀行	四八、〇〇〇、〇〇〇、法	七三、三〇〇、〇〇〇磅（二九、三〇〇、〇〇〇）
チヤータード銀行	一、二〇〇、〇〇〇磅	九一〇、〇〇〇法（九、一〇〇、〇〇〇）
インターナショナル銀行	三、二五〇、〇〇〇弗	四八七、〇〇〇弗（九七〇、〇〇〇）
蘭亞銀行	三五、〇〇〇、〇〇〇留	二、一七〇、〇〇〇留（二、二四〇、〇〇〇）
獨亞銀行	七、五〇〇、〇〇〇上海兩	二、五九〇、〇〇〇兩（二、九一〇、〇〇〇）

思ふに從來の海外銀行は多く殖民銀行にして銀行は其業務の一として殖民地に於ける通貨統一を期したる爲め、銀行券の發行は此等銀行の營業資金供給以外、更に殖民地の通貨調節と云ふ點により重要視せられ銀行券の發行は、殖民銀行に缺くべからざる要素を成すに至りたり。其後殖民銀行の海外銀行となり、更に又純然たる海外銀行の設立せらるゝに及んでも、何れも銀行券發行を以て一の特權として附與せられたるものなり。故に余を以て觀れば海外銀行の銀行券發行は、因習的のものにして其實際の效果は疑ふべきものありて、海外銀行なればとて必ずしも銀行券發行の權を有せざるも可なりと謂はざるべからず。或は言ふ日支銀行が銀行券發行の特權を有する東洋の諸海外銀行の間に處して、獨り銀行券の發行をなす能はざるは、其營業上に於ける大なるハンヂキャプたらざるべからずと。然れども日支銀行にして別個の方法を

以て營業資金を得る途だにあらば、通貨の複雜錯綜せる支那に於て、敢て急いで銀行券を發行するの必要なしと信ず。滿洲銀行に就ては別個の意見を有するも玆には略す。

六　海外銀行と內地金融機關との連絡

海外銀行は其營業地概ね經濟の發達未だ十分ならず、加ふるに各種の金融機關も固より完備せざれば、其業務の如き種々雜多の方面に亘らざるべからざるを以て、從つて其營業資金の潤澤なるを要するは既に述べたる所の如くにして從來海外銀行に對する資金供給の方法として、は多く銀行券發行に依りたるも、既に前項にて明かなるが如く、亦は海外銀行の業務の性質上適當なる資金供給の途にあらず、近時に及んで更に債券發行の特權を認むるに至りたり。然れども海外銀行の債券發行は多く內地に於て企てらるべく、之をして圓滑に募集を了せしめんとするには、必ず內地金融機關の後援なかるべからず。這は單に債券發行に關してのみならず、其他總べての資金關係に於て、內地金融機關と連絡を有する事は、海外銀行の活動如何と甚大の關係を有す。蓋し海外銀行は其業務の如何を問はず、常に豐富なる資金を必要とするものにして、此が供給の途を內地に求め置くことは海外銀行としては最重要の事たればなり。されば海外銀行と本國金融機關との連絡と云ふ問題は海外銀行の設立に就て十分考慮を費さゞるべからず。

佛國の殖民銀行は始め此點に就て顧慮せず、其組織を總べて官僚的のものとなしたる爲め、其資金關係に於て殆んど本國金融機關より孤立の地位に立たざるべからざることゝなり、往々資金に缺乏を感じ、其活動を鈍からしめたることありたるは、佛國識者の見て以て大に遺憾としたる所なり。かゝりしかば一八七五年印度支那銀行の設立に當りては深く此點に鑑み、從來の如き官僚的孤立的の組織を改めて、大銀行の合同組織となし以て殖民銀行の金融的連絡を全うしたり。獨逸に於ては銀行率先して海外金融機關の整備を圖り、以て外國貿易の促進に努むる所あり。大銀行は各自其系統海外銀行を設立せると共に、又合同しても之を行ひたり。獨亞銀行の如きは株主は僅々十三の銀行其他個人金融機關にして、二三の大銀行にて其半以上を占むるの有樣なり。されば獨逸の海外銀行は何れも本國大銀行の子銀行たるものなれば、其資金の供給に於て不足を感ずることなく、其活動に於て十分驥足を伸ばすことを得たり。獨逸の海外貿易上に於ける發展が今日の如く急速なりしもの、一には海外銀行と本國金融機關の連絡の完全なりし事、更に海外銀行の機宜の適したる活動に基くもの大なりしと謂はざるべからず。

斯くの如き有樣なりしかば、今日に於ては海外銀行の組織は決して官僚的孤立的なる能はず必ずや本國金融機關（然らざれば外國の有力なる金融機關）と連絡を保ち、財政的後援を得るの地位に立たざるべからざるは一般の認むる所となりたり。日支銀行の組織は設立委員に依つて決せらるべきものなれば、之が設立委員たらん者は十分此點に對する考慮を忘るべからざると共に、政府の設立委員任命に就ても亦其心を玆に用ゐざるべからず。固より日支銀行設立は既に十數年來の懸案たり、且一般財界の輿論にして、政府は本案作成に就ては十分財界の有力者と協議を重ねたる事なれば、之が組織成るに於ては其資本の大部分は此等銀行に於て引受くる事となるべきは勿論、將來日支銀行の經營に就ても十分財的援助を與ふるに躊躇せざるべきを信ず。一部論者は日支銀行に銀行券發行を懲慂し、又債券發行の特權を資金供給の賴みとせるが如しと雖も、前言せる如く銀行券發行は海外銀行に對して決して資金供給の途ならず。更に又債券發行にしても本國金融機關との連絡なくば其發行決して容易なる能はず。此點特に設立委員の考慮を要する所たり。